「第４回千葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会」議事概要

〇日　時　平成 31 年 2 月 13 日（水）13 時 00 分～14 時 00 分
〇場　所　ホテルグリーンタワー幕張 3 階「メイフェア」
〇出席者　千葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会構成員名簿、出席者名簿、配席図参照
〇資　料
資 料　1　　タクシー事業の現状について
資 料　2　　タクシー業界の取り組みについて
資 料　3-1　特定地域の指定期限の延長について
資 料　3-2　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定期限の延長の取扱いに関する指針について
資 料　3-3　特定地域の指定期限の延長について（通達）

参考資料 1　　特定地域の指定等について
参考資料 2　　千葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱
参考資料 3　　個人タクシー業界の現状と取り組みについて

〇開　会
【土屋専務】
≪・・・開会～司会者自己紹介～参考資料２「千葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱」第５条第１０項に基づく協議会成立報告～参考資料２「千葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱」第５条第１５項に基づく協議会は原則として公開とする規定と、報道関係者は終了まで入室可の説明～報道陣の冒頭のみ写真撮影のお願い～資料過不足の確認～委員の紹介を名簿と配席図の配布をもって代える旨の説明および新たに参画した委員、交代した委員の紹介～千葉運輸支局のオブザーバー参加の報告・・・≫

それでは早速議事に入りたいと思います。
ここからの進行は、会長にお任せいたします。榛澤会長よろしくお願いいたします。

【榛澤会長】
それでは、議事に入ります。
千葉交通圏が特定地域に平成２８年７月１日に指定され、本年６月３０日に指定期間の満了となるため、先日、関東運輸局長より当協議会会長あてに、千葉交通圏が「特定地域の指定の期限の延長に関する指針」の延長の指針２．に該当しているため、当協議会において特定地域の指定期限の延長の希望の有無について議論を行い、特定地域の指定期限の延長を希望する場合は、本年２月末日までに協議会において同意を得た上で、国土交通大臣あてに報告するよう求められておりますの

で、本日は、各委員の皆様方から忌憚のないご意見を頂き、その上で、指定期限の延長の希望の有無について議決を取らせていただきたいと考えております。

限られた時間でありますが、議事の円滑な進行にご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。それでは「議事次第」にしたがって進行させていただきます。議題（１）『タクシー事業の現状について』オブザーバーとして出席いただいております千葉運輸支局より説明をお願いします。

【飯塚首席】

≪・・・資料１「タクシー事業の現状について」説明・・・≫

【榛澤会長】

ただいま千葉運輸支局より「タクシー事業の現状について」ご説明がありましたが、ご意見やご質問のある方はよろしくお願いいたします。

≪・・・意見・質問なし・・・≫

【榛澤会長】

それでは次に、タクシー業界の取り組みについて事務局より説明をお願いします。

【土屋専務】

≪・・・資料２「タクシー業界の取り組みについて」説明・・・≫

【榛澤会長】

続きまして、個人タクシー業界の現状と取り組みについて、千葉県個人タクシー協会から説明をお願いします。

【泉水委員】

≪・・・参考資料３「個人タクシー業界の現状と取り組みについて」説明・・・≫

【榛澤会長】

ありがとうございました。ただいま、事務局より「タクシー業界の取り組みについて」、また、千葉県個人タクシー協会より「個人タクシー業界の現状と取り組みについて」説明がありました。ご意見やご質問のある方はよろしくお願いいたします。

【佐久間委員（代理）】

千葉県商工会議所連合会の椙村と申します。本日は地域住民の立場で出席させていただいておりますので、利用者目線の意見を申し上げます。

今、ご説明がありましたが、活性化事業として、ユニバーサルデザインタクシーの導入やユニバーサルドライバー研修、あるいは外国人に対する接遇研修を推進されて、特に、高齢者の方、障害をお持ちの

方、あるいは日本に来て戸惑っている外国人の方等々、時として、手助けが必要とされる方に対して、接遇の向上を図られている、いわゆるおもてなしの精神を発揮されているということに対しては、本当に素晴らしい取り組みであると思っております。こういった研修を受けられた、様々な技能をお持ちの運転手の方について、たとえば、物づくりで言うところのマイスター制度のように、そういった高い技能が備わっているということが表にでるような、皆さんの目につく形になるとより素晴らしいと思います。

タクシーの取り組みについて、私の知人の体験談をご紹介させていただきたいと思います。その方が仕事で仙台へ行った際、市内数カ所を回るため、タクシーを利用した時の話です。車内で、運転手の方に、その日のスケジュールをお話したところ、タクシーを1日借り上げてしまうと、途中の待機時間がもったいないので、移動の都度、タクシーを頼んだほうがいいとアドバイスしてくれたそうです。さらに、昼食もおすすめのお店を教えてくれるだけでなく、予約までしてくれて、昼食後は午後の仕事のためにお店まで迎えに来てくれたそうです。知らない土地に行って、費用の面やおいしい食事の情報など、利用者側に立って提案してくれる、タクシーのコンシェルジュというような利用者の立場も考えた、Win－Win の素晴らしいサービスであると感じ入ったそうです。

今、一例として紹介させていただきましたが、日本のタクシーはもともと質が高い、安全安心なタクシーでありますが、だからこそ、さらに利用者の立場に立った、新たなサービスの展開が可能であると思います。また、それが他の公共交通機関との差別化につながると思っております。是非、新たなフェーズに入って、ますます発展されることをご期待しております。以上です。

【榛澤会長】

ありがとうございました。ただいま、住民代表である、千葉県商工会議所連合会の椙村委員からこれまでの活性化や取り組みについての事業評価や今後の要望についてご意見をいただきました。これに対しまして、タクシー業界を代表いたしまして、千葉県タクシー協会の山田会長よりご意見等をお願いします。

【山田事務局長】

貴重なご意見、どうもありがとうございました。

まず、ユニバーサルデザインタクシーの導入を含めて、活性化事業に対して一定の評価をいただき、本当にありがとうございます。ユニバーサルデザインタクシーを導入するにあたっては、乗務員の研修というのも大事になってきます。乗務員は研修を通して、単に車いすの乗降に関する技能を身につけるだけではなく、ホスピタリティあふれる接客接遇ができるようになると思っておりますので、そちらも合わせて進めてまいりたいと思っております。

さらに、今年はラグビーワールドカップ、来年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、多くの外国人のお客様、日本のお客様が千葉を訪れるという中で、よりきめ細かいご案内ができれば、私どもとしても非常にうれしく思いますし、また、そのようにしなければならないとも思います。

また、委員のほうから優良なドライバーによりやる気をおこさせるような施策もアイデアとしていただきましたが、協会としても運転者に対してさまざまな表彰制度がありますが、それをお客様に見せるような形もより乗務員のやる気になるのかと思いますので、是非、検討してまいりたいと思います。

それから、タクシー業界は今年で、１０８年を迎えます。非常に歴史がある業界であると我々自負しております。そういった中で今、日本のタクシーが質の高い、安全安心なサービスであるというお言葉をいただいて大変うれしく思った次第でございます。しかし、一方では、公共交通機関として、安全安心というのは当たり前のことであって、委員のご指摘のとおり、サービスという部分については、閉塞感があったのかもしれません。昨今、タクシーは、大きな変革期を迎えていると言われております。ご説明がありました配車アプリをはじめ、様々な技術の進歩によってタクシー業界がいろいろなサービスを加えていくということが求められていると思います。まさに、お客様目線での対応がタクシー業界に必要になってきていることに業界としても実感しております。お客様からのご期待に背かないように、業界としてもいろいろなサービスを提供していきたいと思っておりますので、今後とも貴重なご意見をいただく場がありましたら是非、お呼びいただければ幸いです。今後ともよろしくお願いします。

【榛澤会長】

ありがとうございました。

先ほど事務局より、平成３０年２月１６日に特定地域計画が認可後、業界が取り組んできた活性化についてさまざまな取組についてご紹介がありました。また、本日ご出席の委員より、取り組みへの事業評価や活性化等について要望がありました。この、活性化については今後とも継続していく必要があると考えておりますので、今後とも皆さんよろしくお願いします。

では、議題（３）の『特定地域の指定期限の延長について』を事務局より説明をお願いします。

【土屋専務】

≪・・・資料３－１「特定地域の指定期限の延長について」、資料３－２「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の延長の取扱いに関する指針について」説明・・・≫

【榛澤会長】

ありがとうございました。

今のご説明でございますが、オブザーバーとして出席していただいております千葉運輸支局より、発出された通達等の内容について説明をお願いいたします。

【飯塚首席】

≪・・・参考資料１「特定地域の指定等について」、資料３－２、資料３－３「特定地域の指定期限の延長について（通達）」説明・・・≫

【榛澤会長】

ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、ご意見やご質問のある方はお願いいたします。

≪・・・意見・質問なし・・・≫

【榛澤会長】
　それでは議決に入る前に、議決の方法につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【土屋専務】
　はい、議決方法についてご説明いたします。参考資料2『千葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱』の4ページの中段、第5条第11項（4）をご覧ください。
　今回、特定地域の指定期限の延長を受けるか否かの内容となりますことから「（1）～（3）まで以外の議決を行う場合」に該当いたします。ここに記載のあるとおり①～③全てを満たす場合、合意となります。
　①　：当協議会の榛澤会長及び千葉県タクシー協会会長である山田事務局長のお二方が合意していること。
　②　：特定地域の指定期限の延長に合意するタクシー事業者が千葉交通圏内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が千葉交通圏内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
　③　：①及び②以外の構成員において、第4条第1項（3）に掲げる構成員、これは労働組合等になりますが、その構成員につきましてはその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員である関係地方公共団体、地域住民、JR 東日本千葉支社、千葉県警察本部、千葉労働局、千葉県タクシー運転者登録センター等の構成員につきましては、各自1個の議決権を与えるものとし、その過半数が合意していることとなります。
　次に、議決についてですが、榛澤会長、また山田事務局長及びタクシー事業者以外の構成員の皆様方におかれましては、同意、非同意について挙手にてお願いをしたいと存じますがよろしいでしょうか。

≪・・・意見・異議なし・・・≫

【土屋専務】
　ありがとうございました。構成員の皆様方のご了承を頂戴いたしましたので、挙手にて確認をさせていただきます。

【榛澤会長】
　ありがとうございました。それでは議決を行いますが、まず、はじめにタクシー事業者の意向について、事務局より報告をお願いいたします。

【土屋専務】
　はい。タクシー事業者の意向についてご報告いたします。千葉交通圏には、協議会構成員である法人タクシー事業者が37者、また、個人タクシー事業者が212者ございますが、すべての事業者について、この場で議決をとる事が不可能な状況ですので、事務局より事前に該当する全事業者に対し、書面にて特定地域の指定期限の延長を「希望する」、「希望しない」の意向を確認するための調査を実施し、回答をいただいておりますので、その結果につきましてご報告させていただきます。

本日現在の千葉交通圏の協議会構成員の車両数は、法人タクシー事業者が保有する一般タクシー車両1，288両、その他ハイヤー車9両、また、個人タクシー事業者が保有する車両212両、合計で1，509両となります。そのうち「特定地域の指定期限の延長を希望する」と回答した事業者の車両数は1，445両ございまして、全車両数の95．8%でございます。一方で「特定地域の指定期限の延長を希望しない」と回答した事業者の車両数が64両でございまして、全車両数の4．2%でありましたことをご報告させていただきます。また、回答を棄権した事業者につきましては、千葉交通圏につきましてはございませんでしたので、合わせてご報告いたします。

以上でございます。会長よろしくお願いいたします。

【榛澤会長】

ありがとうございました。ただいま事務局より報告がありましたが、設置要綱第5条第11項（4）②タクシー事業者につきましては、特定地域の指定期限の延長を希望するタクシー事業者の車両数の合計が千葉交通圏内の協議会構成員であるタクシー事業者が配置する車両数1，509両の過半数を超えましたので、特定地域の指定期限の延長について、同意するとの判断となりました。

それでは、次に先程事務局から説明のありました設置要綱第4条第1項（1）関係地方公共団体の構成員、（3）労働組合の構成員、（4）地域住民の構成員、（6）その他タクシー事業の適正化・活性化に資する他の事業を営む構成員、（7）その他協議会が必要と認める構成員の皆様にご確認をさせていただきます。特定地域の指定期限の延長に関し、同意すると判断される構成員の方は、挙手をお願いいたします。

≪・・・出席している構成員の全員が挙手・・・≫

【土屋専務】

ありがとうございました。只今の挙手の結果、構成員全員の同意をいただきましたことをご報告いたします。

【榛澤会長】

ありがとうございました。先程の②タクシー事業者等と同様に、③タクシー事業者以外の構成員につきましても同意するとの結果となりました。

その結果を踏まえまして、残るは私と山田事務局長の判断でございますが山田事務局長いかがですか。

【山田事務局長】

同意いたします。

【榛澤会長】

それでは私も同意いたしますので、以上の議決結果につきまして、当協議会においては「特定地域の指定期限の延長」を希望することとなりました。結果につきまして、国土交通大臣あてに報告させていただきます。最後にタクシー事業者を代表して、山田事務局長から一言お願いいたします。

【山田会長】

本日は、委員の皆様、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ご意見と決議を頂きまして感謝申し上げます。

私どもタクシー業界は、日本経済が緩やかに改善してきている中ではありますが、その恩恵をなかなか受けきれていない状況下にあります。お客様のライフスタイルの変化や労働者不足等によるものだと考えております。

旧タクシー特措法や改正タクシー特措法が施行され、業界としては供給量の削減に努める一方、活性化策を実施してまいりました。ユニバーサルデザイン車両の導入や増加する訪日外国人旅客に対応すべく外国語研修の実施等に加え、タクシーの特性を生かし、警察とは地域の安全に関する取り組みへのご協力や子供見守りサポーターの委嘱、県や一部の自治体とは災害時における緊急輸送等に関する覚書を締結させていただいているところです。また、一部の事業者においては配車アプリの導入も始まっています。

今後もよりお客様に信頼され、必要とされるタクシー業界となるべく、特措法の主旨を踏まえ適正化ならびに活性化施策を推進してまいります。ユニバーサルデザイン車両につきましては、国・県からの補助金という支援を頂いておりますが、引き続き、車両の導入を進めて参ります。そして、車を実際に運転する乗務員につきましても、安全運転の模範となるべく、そして、接客接遇の向上を図り、安全に、そして安心してご利用いただける業界を目指してまいりたいと考えております。

改めて業界として、千葉地区として、特定地域の脱却に向けて、活性化策を確実に実施していくとともに、公共交通機関としての役割・使命とドア・ツー・ドアの利便性の追求を図ってまいりますので、何卒、各機関・各団体の皆様からのご指導ご協力をお願い申し上げる次第です。本日は誠にありがとうございます。

【榛澤会長】

ありがとうございました。

本日、当協議会としては、「特定地域の指定期限の延長」を希望し、引き続き、適正化・活性化について取り組んで行くことが重要であると考えておりますので、構成員の方々、また、タクシー事業者の皆様には引き続きご協力をお願い申し上げます。

では、（4）その他ですが、構成員の皆様、事務局から何かありますか。

【土屋専務】

先程の議決結果につきまして、事務局より当協議会榛澤会長名にて国土交通大臣あてに千葉運輸支局を経由して報告をいたします。

また、次回協議会につきましては、榛澤会長と開催日程を協議のうえ、開催したいと考えております。委員の皆様には、改めましてご連絡を差し上げたいと思いますので宜しくお願いいたします。

以上でございます。

【榛澤会長】

本日はご多忙の所、当協議会にご参集頂きまして誠にありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局にお返しします。

【土屋専務】

榛澤会長、長時間にわたり議事の進行をお努めいただき、誠にありがとうございました。また、委員の皆様方には、業務ご多忙の中多数ご出席をいただき、長時間にわたり熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。

それでは以上を持ちまして、「第４回千葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会」を閉会といたします。

本日は、誠にありがとうございました。